

令和5年度 大阪市都市プロモーション動画制作業務委託仕様書

1 業務名称

令和5年度 大阪市都市プロモーション動画制作業務委託

2 業務目的

本市では、大阪市内への投資促進や都市開発のさらなる促進を図ることを目的とした都市開発プロモーションを実施している。大阪市内の開発の中心となるエリアのまちづくりの魅力を紹介するプロモーション動画「City of Osaka」を制作し、都市プロモーションの機会にその放映を行うとともに、ホームページ上で動画を配信している。(大阪市政策企画室の公式YouTubeチャンネルに掲載中)

現在使用している動画を平成28年度に企画・構成して以降、大阪市内の都市開発が大きく進捗してきたことから、より効果的な都市プロモーションを行うためにも、近年の都市開発の動向を反映した新たな動画制作を行う。

3 業務内容

(1) 概要

<1>企画及び構成

プロポーザルでの企画提案内容を基に本市と協議を行い、内容を決定する。決定した内容を基に、動画の構成を作成する。

<2>動画制作

<1>の企画構成に基づき、動画制作を行う。

なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

- ① 資料・素材の収集
- ② 肖像権や著作権について必要な手続き
- ③ 協力者、撮影地への交渉・許可
- ④ 使用料、出演料、交通費、謝礼等制作に必要な費用の負担

<3>編集

制作した映像の加工・編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入などの編集作業を行い、動画の完成までに本市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けることとする。

(2) 動画の内容

国内外の企業・投資家に対し、都市開発の観点から以下の点を中心に伝えることで、ビジネス環境が整い、住みやすく働きやすい都市であるということをPRし、大阪市内への企業進出や開発投資のさらなる促進を図るものとする。

※市の包括的な紹介や観光のPRではなく、大阪市内への企業進出や開発投資のさらなる促進を目的としたプロモーション動画であるため、その目的に沿った内容とすること。

○優れたアクセスやインフラ・有利なビジネスコスト

- ・西日本経済の中心、世界のゲートウェイとしての役割を担い、航空・鉄道・道路など、多様な交通ネットワークをはじめとした、経済活動を支える優れた社会インフラを有していること。
- ・商業・業務機能をはじめとした高度な都市機能が集積し、外国人ビジネスマンを含めた多様な人々が交流するなど、世界中からヒト・モノ・カネが集まるポテンシャルを有した国際都市であること。
- ・ビジネスチャンス溢れる環境でありながら、コスト面（地価や賃料、人件費といった固定費）では東京と比較して圧倒的に有利であること。
- ・ビジネスの環境としてだけでなく、住環境としても世界の住みやすさランキング（「The Global Liveability」：The Economist）において毎年上位に位置づけられるなど、住みやすい都市でもあること。

○魅力を備えた都市空間

- ・「水都大阪」としての水辺空間に加えて、なんば駅前の広場化や御堂筋の歩行者空間化をはじめとした、ウォークアブルなまちづくりや、(仮称)うめきた公園などの都市公園の魅力向上など、まちの魅力創出にも積極的に取り組んでいること。

○進展する都市開発プロジェクト

- ・都市再生緊急整備地域※を中心に都市の開発が進んでいるほか、今後、うめきた2期区域のまちびらき、御堂筋やなんば駅周辺の道路空間再編、2025年大阪・関西万博の開催、統合型リゾート（IR）の開業、なにわ筋線の開業など、多くの開発事業が予定されており、さらなる発展が見込まれること。

※都市再生緊急整備地域：都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域。詳細は以下のURLを参照

URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000004925.html>

(3) 動画の要件・規格等

- ①動画の長さは、ロングバージョンが5分程度、ショートバージョンが1分程度を基本とし、本市と協議の上決定すること
- ②ロングバージョンの動画は、「日本語ナレーション・日本語字幕付き」、「英語ナレーション・英語字幕付き」をそれぞれ制作すること
- ③ショートバージョンの動画は、国内外に向けて限られた時間で効果的にプロモーションを行うためのものであることを踏まえ、ナレーションの有無、字幕の有無及び、ナレーション及び字幕で使用する言語（日本語・英語）については受注者が発注者に対して提案した上で、発注者と協議し、決定すること
- ④大阪の街並みや自然景観、観光資源等の映像を効果的に使用することとし、実写のほか、CG、アニメーション、空撮などを効果的に使用して、視覚的に伝わる内容とすること
- ⑤画面アスペクト比は16：9とし、制作する映像素材の解像度は4Kを目安として制作

し、成果物は4K動画と、簡易再生用のフルHD動画（内容は4Kと同じ）の2パターンを用意すること

- ⑥活用シーンによっては音声を出力できないことがあるので、音声なしでも内容が伝わるようにすること

（４）想定される活用シーン

動画は、本市が持つ媒体での放映のほか、各種イベントにおける放映など、様々な場面で活用することを想定している。（以下の内容の実施は委託内容に含まない）

- ①大阪市HP、大阪市公式YouTube、インベスト大阪での公開

【大阪市HP】

URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000538880.html>

【大阪市公式YouTube】

URL：<https://www.youtube.com/@user-lq1oz6qi8j>

【インベスト大阪】

URL：<https://www.investosaka.jp/movies/index.html>

- ②M I P I M（不動産プロフェッショナル国際マーケット会議）での放映

想定例：海外の投資家・デベロッパー・設計会社・自治体等に向けたPR動画として活用（本市は2014～2019年、2023年に参加）

参考URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi02_hh_000083.html

- ③国内イベントでの放映

国内不動産オーナーや管理会社等に向けたPR動画として活用

- ④その他

行政関係機関等へ大阪市のPR資料として提供

（５）留意点

- ①成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了解を得て使用すること。
- ②成果物に使用する映像（写真を含む）の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- ③成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- ④大阪市HP掲載情報等、大阪市が公開している情報を素材として使用する場合は、予め発注者の承諾を得ること。現行のプロモーション動画「City of Osaka」の流用は原則認めないものとするが、本市が予め承諾し、かつ「City of Osaka」の制作事業者及び関連する著作権者の了承が得られた場合は、部分的な流用を認めるものとする。
- ⑤受託業務の実施にあたっては、事前に受注者は発注者と十分協議して進めていくこととし、その最終決定に際しては、発注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。

4 作業項目

本仕様書「3 業務内容」において動画を制作するにあたり、実施する作業項目について、概ね以下のとおりとする。

- ① 納品までの業務内容ごとの作業スケジュール及び工程表の作成
受注者は発注者に対して、②～⑤の各作業内容について、定期的に報告または打ち合わせを行い、資料の修正・追加等を行いながら内容に問題が無いか確認の上、納期までに動画を完成させる。
- ② 動画編集
 - ・別紙1及び2の「業務内容詳細資料」の内容について更新作業を進めること。
 - ・疑問点等があれば発注者に確認のうえ更新作業を実施すること。
- ③ 仮完成版の試写 および試写後の追加・修正（1回程度）
 - ・納品の前に仮完成版の試写を行い、試写により変更が生じた場合は、追加・修正を行うこと。（手直しも含め1回程度行う。）
 - ・試写を行う際の再生機器は、受注者にて準備すること。
- ④ Web用動画への変換（アップロードは本市が実施）
- ⑤ 成果品の納品

5 経費負担区分

業務遂行にあたって必要となる経費については、すべて本業務委託の委託料に含めるものとし、別途請求は行わないこと。

6 提出書類

業務の着手時、実施中及び業務完了時に以下の書類を提出すること。

(1) 業務の着手時に提出する書類

- ・業務着手通知書 1部
- ・業務実施計画書及び工程表 1部（契約締結後14日以内）
- ・業務責任者通知書 1部

(2) 業務の実施中に提出する書類

- ・業務打合せ書 1部（必要に応じて、随時）
- ※ 但し、電話連絡等の簡易な記録（メモ）の場合は、保管して後日に、日時・場所・参加者・内容等を記載し、業務打合せ書として、業務実施中に提出すること。

(3) 業務完了時に提出する書類

- ・納品書 1部
- ・業務完了通知書 1部

7 成果品

(1) 成果品及び提出部数

成果品1：報告書（紙媒体2部、電子データ）

業務内容を作業項目ごとに報告書にとりまとめ、2穴ファイル綴じし、作成する。

- 成果品1の印刷物については、できる限り再生紙を使用すること。
- 成果品1に、下記内容を含むこと。
 - ・作業項目ごとの作業スケジュール

成果品2：制作した大阪市プロモーション動画の日本語音声版、英語音声版、白素材（BGM、音声、テロップが入っていない同内容の動画で、素材音声のみ残す）（以下、これら3点をまとめて「都市プロモーション各動画」という。）のMP4形式の電子データ

成果品3：都市プロモーション各動画の変換前（非圧縮もしくは可逆圧縮）電子データ及び各素材の電子データ

- ・変換前データの形式は受注者が選択するものとする。
- ・制作した動画の変換前（非圧縮もしくは可逆圧縮）データを発注者に納品すること。

なお、成果品にまとめる際には、以下の要領で行うこと。

- 成果品の電子データは、USBメモリーやDVD-ROM等データ容量に応じた最適なデータ格納媒体を選択し、正・副（バックアップ）を納品すること。
- 提出する成果品の電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行い、電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」及び「チェック年月日（西暦表示）」を明記すること。
- 成果品の帰属についてはすべて発注者の所有とする。

(2) 成果品2にかかる留意点

- ア ホームページやYouTube等でのWeb配信やPCでのプレゼンテーションで利用可能な形式とする。
- イ アップロード用動画ファイルの解像度は原則として「4K」（3,840dpi×2,160 dpi）とする。またあわせて、簡易再生用の動画ファイル（内容は4K動画と同じ。フルHD, 1,920dpi×1,080dpi）も納品する。
- ウ ファイル形式はMP4形式（拡張子は『.MP4』）とし、アスペクト比は16:9、ビットレートは「4k」は30Mbps以上、フルHDは12Mbps程度とする。
- エ 詳細は受注者より提示し、発注者と協議の上決定する。

8 成果品の納期及び納入場所

納入期限：令和6年1月26日
 納入場所：本市指定場所

9 検収

成果物が納入場所に到着した後、仕様及び内容の確認をもって検収とする。

10 保証

成果物引渡し後、1年以内に受注者の過失による誤りが発見された場合には、受注者は無償で追加・修正を行うこと。

11 再委託について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(主たる部分)

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

カ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

12 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について生じた疑義については、協議して解釈するものとする。

13 担当、問い合わせ先

場 所：〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局開発調整部開発計画課

担 当：藏本・横垣

T E L：06-6208-7827

F A X：06-6231-3751

メール：ea0009@city.osaka.lg.jp